　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料１

　平成26年度　社会福祉法人新会計基準研修会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　税理士法人　　サンアイ片山会計

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公認会計士・税理士　久留美輝晃

1. 財務諸表等の体系

|  |
| --- |
| * 1. 新会計基準への対応   財務諸表  　資金収支計算書  　事業活動計算書  　貸借対照表  計算書類  　資金収支計算書  　事業活動収支計算書  　貸借対照表  　財産目録    　　附属明細書  　　財産目録  　　その他の明細書等 |

* 1. 資金収支計算書の項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経常活動による収支 |  | 事業活動による収支 |
| 施設整備等による収支 |  | 施設整備等による収支 |
| 財務活動(等)による収支 |  | その他の活動による収支 |

「支払資金」の範囲の変更

支払資金は、流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。

ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。

新基準への科目の組換えにより前期末支払資金残高の調整が必要となる。調整した結果を「前期末支払資金残高の設定表」として財務諸表に注記する。

* 1. 事業活動計算書の項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業活動収支の部 |  | サービス活動増減の部 |
| 事業活動外収支の部 |  | サービス活動外増減の部 |
| 特別収支の部 |  | 特別増減の部 |
| 繰越活動収支差額の部 |  | 繰越活動増減差額の部 |

* 1. 財務諸表等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 資金収支計算書 | 事業活動計算書 | 貸借対照表 | 財務諸表  の注記 |
| 法人全体 | 資金収支計算書  (第1号の1様式) | 事業活動計算書  (第2号の1様式) | 貸借対照表  (第3号の1様式) | 全項目 |
| 法人全体  (事業区分別)※１ | 資金収支内訳表  (第1号の2様式) | 事業活動内訳表  (第2号の2様式) | 貸借対照表内訳表  (第3号の2様式) |  |
| 事業区分  (拠点区分別)※２ | 事業区分資金収支内訳表  (第1号の3様式) | 事業区分事業活動内訳表  (第2号の3様式) | 事業区分貸借対照表内訳表  (第3号の3様式) |  |
| 拠点区分  (一つの拠点を表示) | 拠点区分資金収支計算書  (第1号の4様式) | 拠点区分事業活動計算書  (第2号の4様式) | 拠点区分貸借対照表  (第3号の4様式) | 一部の項目は記載不要 |
| 【附属明細書】  サービス区分別  (拠点区分の会計をサービス別に区分表示)※３ | 拠点区分資金収支明細書(別紙3) | 拠点区分事業活動明細書(別紙4) |  |  |

※１　事業区分が社会福祉事業のみの場合省略可、拠点区分が１つの場合省略可

※２　拠点区分が１つの場合省略可、拠点区分が１つの事業区分の場合省略可

※３　附属明細書として作成、その拠点で実施する事業の必要に応じて省略可

　　　記載例（資金収支計算書）

【財務諸表】

資金収支計算書

(第1号の1様式)

資金収支内訳表

(第1号の2様式)

社会福祉事業区分

資金収支内訳表

(第1号の3様式)

○○拠点区分

資金収支計算書

(第1号の4様式)

【附属明細書】

○○拠点区分

明細書

　　(別紙3)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目 | 予算(A) | 決算(B) | 差異(A)-(B) | 備考 |
| 大科目 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目 | 社会福祉事業 | 公益　事業 | 収益　事業 | 合計 | 内部取引消去 | 法人　合計 |
| 大科目 |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目 | ○○拠点 | △△拠点 | ××拠点 | 合計 | 内部取引消去 | 事業区分　合計 |
| 大科目 |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目 | 予算(A) | 決算(B) | 差異(A)-(B) | 備考 |
| 大中小科目 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勘定科目 | サービス区分 | | | 合計 | 内部取引消去 | 拠点区分　合計 |
| ○事業 | △事業 | ×事業 |
| 大中小 |  |  |  |  |  |  |

２．旧基準と新基準の勘定科目比較について

1. 勘定科目について

* 財務諸表の第１号の１～３様式、第２号の１～３様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略することができる。ただし、追加・修正はできない。
* 財務諸表の第１号の４様式、第２号の４様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できる。
* 第３号の１～４様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できる。
* 会計基準の別紙３及び別紙４については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できる。
* 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できる。
* 小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができる。
* 旧基準の事業活動収支計算書では、「〇〇収入」「〇〇支出」を科目名に使用

（旧基準：資金収支計算書と事業活動計算書が同じ科目を使用）

新基準の事業活動計算書では、「〇〇収益」「〇〇費用」に変更

1. 貸借対照表

［流動資産］

* 債権債務の貸借対照表区分として、1年基準（ワンイヤー・ルール）を採用
* 棚卸資産は中区分として貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料に分かれる（重要性が乏しいものについては購入時に費用として計上できる）。このうち貯蔵品は支払資金に含まれるが、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料は支払資金に含まれない。貯蔵品は、消耗品等で未使用の物品をいう。
* 棚卸資産について、時価が取得価額を下回る場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。

［固定資産］

* 固定資産に有形リース資産、無形リース資産、ソフトウェアを追加
* リース会計の導入
* 減価償却について定率法も選択適用できる旨の明記
* 減損会計の導入
* 旧基準の〇〇積立預金は〇〇積立資産に変更
* 特定の目的で保有する預貯金について、固定資産として扱うことを明確化
* 金融資産の時価会計導入

［固定負債］

* 新基準での引当金は、当分の間、原則として、徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金に限る。
* 退職給付会計の導入と退職給付引当金の計上

　　　　　旧基準の退職給与引当金　⇒　退職給付引当金に変更

　　　　１）都道府県等の実施する退職共済制度によるもの（運用指針２０（２）ウ）

　　　　　　簡便法：三重県の退職共済制度が採用している方法

期末退職金要支給額（約定の給付額から個人が拠出した掛金累計額を差し引く）を退職給付引当金とし、これと同額の退職給付引当資産を計上

　　　　２）法人独自の退職金支給規程に基づくもの（運用指針２０（２）ア）

　　　　　　　期末要支給額（期末の自己都合退職による要支給額）により計上する。

　　　　　　　退職給付の支払のために退職給付引当資産まで設定することを強制するものでない。

＊拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型制度（福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度、中退共制度など）については、退職給付引当金を計上しない。

［基本金］

* １号から３号基本金はそのままで、４号基本金が廃止
* 1号基本金は、固定資産に計上されているもののみに限定されず、10万円未満の初期調度物品等についても計上可

［国庫補助金等特別積立金］

* 国庫補助金は、国または地方公共団体等の公的な資金から拠出された、補助金、助成金。国庫補助金等を受け入れると純資産が増加するが、そのうち施設及び設備整備のために受領した金額につき、国庫補助金等特別積立金を計上する。
* 旧会計基準では固定資産に計上されるもののみが国庫補助金等特別積立金の組入れの対象とされていたが、新会計基準では１０万円未満の初度設備も計上の対象となった。なお、１０万円未満の初度設備に対応する国庫補助金等特別積立金は、初度設備を購入した年度に国庫補助金等特別積立金を積んだ上で、同年度に取り崩しを行う。
* 設備資金借入金元金償還補助金（設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち実質的に建設助成又は施設設備補助に相当するもの）も積立対象に

なる。但し、指導指針では、対象とされていた。

* 取崩額は、「減価償却費」や「固定資産売却損・処分損」の控除項目となる。

［その他の積立金］

* 当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができる。
* 積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称の科目とし、同額の積立資産を計上するのが原則

1. 事業活動計算書・資金収支計算書（共通）

* 事業活動による収入の大区分科目を事業別に整理
* 共同募金会からの配分金の取扱いの明確化

［介護保険事業収益（収入）］

* 介護保険事業収入の中区分科目は指導指針の科目を元に追加された。

［利用料収益（収入）、補助金収益（収入）、措置費収益（収入）］

* 関係する事業ごとにその事業に係る収入の中区分又は小区分として表示

[人件費（支出）]

* 旧基準から費目の組替があり、新基準で中区分が次のとおりとなる。

　　　　　役員報酬（支出）：法人役員に支払う報酬・諸手当

　　　　　職員給料（支出）：常勤職員に支払う俸給・諸手当

　　　　　職員賞与（支出）：常勤職員に支払う賞与

　　　　　非常勤職員給与（支出）：非常勤職員に支払う俸給・諸手当・賞与

　　　　　派遣職員費（支出）：派遣会社に支払う金額（旧基準にはない新たな科目）

* 事業活動計算書の退職給付費用

　　　　　旧基準の退職金と退職共済掛金が統合され退職給付費用

* 資金収支計算書の退職給付支出

　　　　　旧基準の退職金と退職共済掛金が統合され退職給付支出

1. 資金収支計算書

〈事業活動による収支〉

* 中区分

[流動資産評価益等による資金増加額（流動資産評価損等による資金減少額）]

有価証券売却益（損）、有価証券評価益（損）、為替差益（損）を事業活動による収支に計上

〈施設整備等による収支〉

* 設備資金借入金元金償還補助金収入、設備資金借入金収入及び設備資金借入金元金償還支出を施設整備等による収支に計上
* ファイナンス・リース債務の返済支出は施設整備等による収支に計上

〈その他の活動による収支〉

* 旧基準での「財務活動による収支」が「その他の活動による収支」に変更
* 事業区分間繰入金収入（支出）、拠点区分間繰入金収入（支出）、サービス区分間入金収入（支出）を「その他の活動による収支」に計上

３．新たな会計手法の導入

　　新会計基準では、会計基準の適用範囲の一元化や、計算書の簡素化、会計の区分方法の変更が行われた、そのほかにも次のような会計処理の方法の変更や会計上の取扱いについて明確にされた項目がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新たな　　会計手法 | 原則法 | 簡便法 |
| 金融商品の時価会計 | 有価証券の貸借対照表価額、  ・満期保有目的の債券等…  取得原価又は償却原価法による価額＝貸借対照表価額  ・上記以外で市場価格のあるもの…  時価＝貸借対照表価額  ・上記以外で市場価格のないもの…  取得価額＝貸借対照表価額 | 償却原価法について、毎期の受取利息配当金として計算される額に重要性が乏しい場合は適用を省略可能 |
| 減損会計 | 資産の時価が著しく下落した時の価額について  ・時価＝貸借対照表価額  ・使用価値を算定できる場合で、  かつ「時価＜使用価値＜簿価」  使用価値＝貸借対照表価額 | 特になし |
| リース取引に係る会計処理 | ・ファイナンス・リース取引…  売買処理（＝リース資産とリース債務、減価償却費と支払利息を計上）  ・オペレーティング・リース取引…  　　賃貸借処理（従来通りの処理） | ・リース料総額が300万円以下あるいは、リース期間が１年以内のリース取引は賃貸借取引  ・リース資産総額に重要性が乏しい場合は利息相当額の計上不要 |
| 退職給付会計 | 原則法（職員数300人以上）…年金数理計算によって退職給付債務の現在額を計算して計上 | 簡便法（職員数300人未満の法人、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人、原則法と簡便法により算定した額の差額に重要性が乏しいと考えられる法人）…期末要支給額により算定 |
| 税効果会計 | 法人税法上の収益事業を実施している場合、将来減算（又は加算）一時差異につき繰延税金資産（又は負債）を計上し、法人税等調整額を算定 | 繰延税金資産又は繰延税金負債の金額に重要性が乏しい場合は適用を省略可能 |

1. １年基準（ワンイヤー・ルール）の採用

貸借対照表上の資産と負債について、流動と固定に区分する基準として１年基準が導入された。

〈新会計基準 注７〉

|  |
| --- |
| 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で１年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。  貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が１年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。  現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。 |

流動資産と固定資産、流動負債と固定負債を区分する基準として、経常的な取引によって発生した債権債務については正常営業循環基準により、それ以外は１年基準により、現金および預貯金については保有目的による。

「流動資産・負債」に、1年以内回収予定長期貸付金、１年以内返済予定設備資金借入金、１年以内返済予定リース債務などの科目が追加される。

・分割される科目

　　　　　　（旧基準）　（新基準）

　　　　　　　未収金　⇒　事業未収金、未収金、未収補助金、未収収益（\*1）

　　　　　　　前払金　⇒　前払金、前払費用、長期前払費用（\*2）

　　　　　　　未払金　⇒　事業未払金、その他の未払金、未払費用（\*3）

　　　　　　　預り金　⇒　預り金、職員預り金

　　　　　　　前受金　⇒　前受金、前受収益（\*4）

（\*1）未収収益

一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合に、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。これには未収利息、未収家賃、未収手数料、未収地代等がある。

この役務に対する対価は、時の経過に伴い既に当期の収益として発生しているものである。

（\*2）前払費用

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。未経過支払利息割引料、未経過保険料、未経過家賃等がある。

この役務に対する対価は、役務の提供を受けていない役務給付請求権のうち１年以内に時の経過とともに次期以降の費用となるものである

（\*2）長期前払費用

前払費用のうち１年以内に費用となるもの以外のものをいう。したがって、例えば、前払された火災保険料、地代・家賃あるいは借入金の支払利息などのうち、費用となるのが決算日の翌日から起算して１年を超える部分の金額ということになる。

（\*3）未払費用

一定の契約に基づき、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対して、いまだその対価の支払が終わらないものをいう。したがって、このような役務に対する対価は、時の経過に伴い既に当期の費用として発生しているものである。継続的な契約があり、支払期限がまだ到来していないため確定債務となっていないが、期間の経過とともに費用として発生しているものは、期間損益の的確な把握の立場から、当期の費用として計上しなければならない。なお、支払期限が到来していて未払となっているものは、未払金として処理することに留意する。

未払費用の具体例としては、未払賃金給料、未払社会保険料、未払利息、未払賃借料、未払水道光熱費、未払賞与等があげられる。

（\*4）前受収益

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価をいう。したがって、このような役務に対する対価は、時の経過とともに次期以降の収益となるものである。

前受収益の具体例としては、前受利息、前受賃貸料等があげられる。

1. 満期保有目的の債券の評価と会計処理

　　　　償却原価法

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法（債券を、債券金額と異なる金額で計上した場合に、当該差額金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

◆利息法と定額法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利息法 | 原則法 | 利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額（この合計額が実質的な有価証券利息の総額となる）を債券の帳簿価額に対し一定率（実効利子率）になるように、複利をもって各期の損益に配分する方法 |
| 定額法 | 簡便法 | 定額法とは、債券の金利調整差額を取得日から償還日までの期間で除して各期の損益に配分する方法 |

【設例】満期保有目的の債券について償却原価法を適用する場合

１．債券金額より低い価額で取得した場合

5年満期の新発の債券（金額1,000千円）を当年度期首に950千円で取得した場合

　　購入時

|  |
| --- |
| 投資有価証券　　　　　　　　950　　　現金預金　　　　　　　　　950 |

決算時

|  |
| --- |
| 投資有価証券　　　　　　　　 10　　 受取利息配当金　　　　　　　10 |

　　　　→（1,000千円－950千円）×１／５＝10千円

満期償還時

|  |
| --- |
| 現金預金　　　　　　　　 　1,000 投資有価証券　　　　　　1,000 |

２．債券金額より高い価額で取得した場合

5年満期の新発の債券（金額1,000千円）を当年度期首に1,050千円で取得した場合

購入時

|  |
| --- |
| 投資有価証券　　　　　　　1,050　　　現金預金　　　　　　　　1,050 |

決算時

|  |
| --- |
| 受取利息配当金　　　　　　　10　　　投資有価証券　　　　　　　　10 |

　　　　→（1,000千円－1,050千円）×1／5＝△10千円

満期償還時

|  |
| --- |
| 現金預金　　　　　　　　　1,000 投資有価証券　　　　　　1,000 |

1. リース取引の会計処理

［１］リース取引の意義と分類

(1)　リース取引の意義

リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸し手が、当該物件の借り手に対し、合意された期間（以下、リース期間）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借り手は、合意された使用料（以下、リース料）を貸し手に支払う取引をいう。

(2)　リース取引の分類

「ファイナンス・リース取引」

ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件（以下、リース物件）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。なお、ファイナンス・リース取引については、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められる取引（所有権移転ファイナンス・リース取引）およびリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外の取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）に分類される。

「オペレーティング・リース取引」

オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

［２］リース会計の基本的な考え方

リース取引においてはリース物件のリース期間中は、上記のいずれの形態のリースにおいても所有権が貸し手に留保されており、借り手はリース料を支払ってリース物件を使用している。したがって法的な形式からすれば、いずれのリース取引も賃借になるので会計上も他の賃借（事務所の賃借など）と同様に処理するという考え方がある。

しかし、広く行われているリース取引の経済的実態を考慮すると、リース物件のなかには実質的に借り手が所有しているのと変わらないものが存在しており、また、当該借り手のためだけに存在しているような特注品などは、リース期間が終了しても、当該物件を返還せず、そのまま借り手に所有権が移転するものも多い。

このような経済的実態を考慮すると、リース取引のなかには実質的に売買と同じ効果があるものもあるので、リース会計ではそのような取引については、賃貸借処理とはせず、通常の売買取引と同様の会計処理を要請して、財務諸表の読者に有用な情報を提供することとしている。

［３］リース取引の会計処理

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| リース取引 | 会計処理 | 減価償却 | 利息費用 |
| ファイナンス・リース取引 | ・原則として売買処理と同様にリース資産とリース債務を計上する  ・リース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内の場合は賃貸借処理が可能 | ・所有権移転  自己所有の固定資産に適用する減価償却方法を採用  ・所有権移転外  原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして償却 | ・原則として各期の発生額を計算して配分（利息法）  ・リース資産総額に重要性が乏しい場合  利息費用計上省略  利息費用を定額法で配分 |
| オペレーティング・リース取引 | 賃貸借処理 |  |  |

【設例】ファイナンス・リース取引の会計処理

(1)　リース開始時

事業用として使用する機械装置について、所有権移転外ファイナンス・リース契約を60,000千円で締結した。リース料総額のうち、利息部分は10,000千円である。リース期間は5年であり、毎月のリース料支払いは1,000千円である。この物件について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

|  |
| --- |
| 有形リース資産（Ｂ/Ｓ）　　　　50,000　／　リース債務（Ｂ/Ｓ）　　　　　　　50,000 |

(2)　リース料支払い時

第１回目のリース料1,000千円を支払った。なお、今回支払ったリース料のうち、利息部分が350千円であった。

|  |
| --- |
| リース債務（Ｂ/Ｓ）　　　　　　　　650　　　現金預金（Ｂ/Ｓ）　　　　　　1,000  支払利息　　　 　　　　　　　　　 350 |

(3)　決算時

決算にあたり、機械装置について減価償却費を計上する。減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する（リース期間定額法）。また、リース債務につき、１年以内に支払期日が到来する部分について流動負債に振り替える。

|  |
| --- |
| 減価償却費　　　　　　　　　10,000　／　減価償却累計額（Ｂ/Ｓ）　　　　　10,000 |

|  |
| --- |
| リース債務（Ｂ/Ｓ）　　　　　 9,000　／一年内リース債務（Ｂ/Ｓ）　　　　　 9,000 |

【設例】オペレーティング・リース取引の会計処理

(1)　リース開始時

事業用として使用する機械装置について、オペレーティング・リース契約を60,000千円で締結した。リース料総額のうち、利息部分は10,000千円である。リース期間は5年であり、毎月のリース料支払いは1,000千円である。

|  |
| --- |
| 仕訳なし |

(2)　リース料支払時

第１回目のリース料1,000千円を支払った。なお、今回支払ったリース料のうち、利息部分が350千円であった。

|  |
| --- |
| 賃借料　　　　　　　　　　　1,000　／　現金預金（Ｂ/Ｓ）　　　　　　　　　1,000 |

(3)　決算時

|  |
| --- |
| 仕訳なし |